

国家森林政策

目次

I. 国家森林政策の妥当性と根拠

1.1. 妥当性

1.2. 根拠

II. 国家森林政策の構成部門と実施

2.1. 目標と方針

2.2. 総合戦略と実施アプローチ

2.3. 活動の原則

2.4. 政策実施手段

附属文書

1. 3つのサブセクターの歴史的歩み
2. 3つのサブセクターを取り巻く現状
3. 参考文献一覧
4. 地図類

環境・水環境省

ブルキナファソ
統一—進歩—正義

国家森林政策

1998年2月

1. 国家森林政策の妥当性と根拠

1.1. 妥当性

ブルキナファソ国では、この数十年間、3つのサブセクター、すなわち森林・動物・漁業部門において数多くの戦略が展開されてきた。同時に、これらサブセクターで計画された活動の方向性を明確にするため、重要な政治的行事の場でさまざまな宣言が出されてきた。

この間、政治的・社会経済的な情勢の変化に伴い、さまざまな問題が現れており、林業の進むべき道をより明確に示す必要性がかつてないほど高まっている。本文書は、林業・動物・漁業サブセクターの今後に向け、全体目標、方針、総合戦略、実施アプローチ、採用する政策を具体化する手段を規定するものであり、当該3サブセクターにおけるあらゆる決定、あらゆる活動の基準として用いられることが望まれている。

本文書は、社会経済的な側面の重要性について十分な注意を払っており、ここで表明される森林政策は、3つのサブセクターの貢献やこれらサブセクターの資源が開発計画において果たす役割を重視している。しかし、こうした国民経済に対する財政的・経済的・社会的貢献とは別に、資源の存在ただそれだけをとってみても、これらサブセクターの生み出す効果が極めて重要なことが分かる。これら資源は、肥沃な土壌の維持、牧草地の利用、気候的災害の緩和に決定的な仕方でも貢献する。以上から、これら3つのサブセクターにとくに配慮すること、その開発に向けた活動、手段、条件の整備に優先的に取り組むことの妥当性は明らかである。本文書は、こうした当該3サブセクターに対する配慮を、住民のニーズとの適正な関係および国民経済との正常な関係の中に探るものである。

最後になるが、本文書は、国外援助機関と交渉する手段であると同時に、実施する諸活動の統合性と一貫性を評価する手段でもある。したがって、本文書によって、政策的な混乱やイレギュラーな声明を防ぎ、住民や開発パートナーに適切なメッセージを伝達することが可能となる。

1.2. 根拠

国家森林政策の根拠は、以下の通りである。

— 1991年6月公布の憲法：法秩序の頂点である憲法は、国家森林政策が拠って立つ制度的基礎をなす。とくに、本文書は、環境政策・開発に関する第101条、ならびに地方自治体の自主運営に対する住民の民主的参加の組織を規定する第145条に基づくものである。

— 国家環境行動計画：とりわけ、この計画が「自然環境に対する圧力のコントロール、天然資源再生の促進、生物多様性の保全、住民の生活環境・条件の向上、持続可能な開発プロセスへの着手をめざす」という点で根拠となる。

— 環境法典：これは、「天然資源の有効利用、あらゆる形態の公害・汚染の防止、環境のバランスに配慮した住民生活条件の改善に向け」、環境の管理・保全の基本原則を行き渡らせようとするものである。

— 長期的な国家経済・社会・文化開発政策：とりわけ、上記3つのサブセクターを含む第一次産業に与えられた役割に関して、また、これらサブセクターに好ましい変化をもたらす必要性があげられている点で根拠となる。

— 地球規模の天然資源政策・適正管理に向けた国際的な取り決め：これに関していえば、国家森林政策は、ブルキナファソ国が、環境問題を重視する国際社会の一員であることを表明する手段として、また、域内における天然資源管理研究の中心であることを立証する手段として機能する。

II. 国家森林政策の構成部門と実施

国家森林政策は、この政策の目標および方針、この政策に基づいて計画される諸活動を支える戦略および実施アプローチを総合的に示すものである。また、政策の性質からいって、その実施に道筋をつけ推進する法制、ならびに行政的・技術的管理のメカニズムやツールによる補完的支援を必要とする。

2.1. 目標と方針

2.1.1. 目標

国家森林政策の主要目標は以下の通りである。

－森林・動物・漁業という 3 つのサブセクターの地位と役割を明確に表現する。また、所轄省庁に応じた優先開発対象を規定し、政府の方針を明確化する。

－当該 3 サブセクターにおける資源管理を適正化する。この「適正化」という言葉の意味するところは、何より、これらセクターにおける開発行為の首尾一貫性と協業を確保し、明らかな改善を成し遂げることである。

－当該 3 サブセクターの管理に係る法制を整備するための基本的コンセプトを提示する。

－開発パートナーとの協議に必要な交渉手段と基準枠組みを作り上げ、当該 3 サブセクターでの開発活動の調整と連携を図る。

2.1.2 方針

*3 つのサブセクターに共通の方針：以下の 5 点が共通方針とされている。

－適正な整備・利用方法に基づく資源の活用

－農村地域における雇用創出と収入の安定

－生物多様性の保全、とりわけ絶滅の危機にある動植物の保護

－都市周辺部におけるグリーンベルトの開発と農村テロワール・レベルの森林の開発を通じた生活環境の改善

－適切な近代的技術を用いた、天然資源に関する知識と情報の継続的向上

*各サブセクターの個別方針：共通方針は、以下の個別方針で補完される。

森林サブセクターの方針は以下の通りである。

－燃料材（薪炭材）、サービス用材、木工建築用材、食用・薬用林産物の需給不均衡の解消

－荒廃した森林（指定林および保護林）のリハビリテーション

－村落間森林地区の境界面定とその活用による農村地域の編成と開発

以上の方針は、とくに燃料材の供給不足が拡大していることや森林資源に対するこれまでの保全活動が十分な成果をあげていないことにより正当化される。整備・利用を通じた資源の活用は、天然林の整備・利用の現場を見れば明らかな通り、もはや不可欠な条件といてよい。加えて、この開発方法は、農村地域に雇用と収入の増大をもたらすものであり、その効果は、より精力的な活動によってさらに強化することができる。ただし、燃料材供給不足の深刻化に対処するためには、平行して、荒廃した森林のリハビリテーションが必要となる。また、天然林整備に関する経験は、この種の活動が農村地域の再編と農耕民・牧畜民間の軋轢の解消において極めて重要であることを示している。

動物サブセクターの方針は以下の通りである。

－伝統的な組織方法を踏まえた、動物管理に関わる農村組織の振興・活性化

－野生動物のランチング、民間による小規模な飼育といった産業の振興、ならびに在来種の再導入

－狩猟資源の強化・保護

－狩猟区許可制度（コンセッション）などによる、観光やスポーツ・ハンティングの開発の強化

狩猟観光がある程度の成功を見せているのは確かである。主に東部で進められている狩猟区許可制度は、狩猟資源の有効利用と保全に関して新しいパースペクティブを開いた。現時点でいえることは、この制度によって、動物資源の最適管理、効果的な密猟対策に向け

た活動の強化、開発者に対する十分な金銭的報酬が確保できたということである。ナジンガ狐獣牧場ならびに周縁地域での民間による野生動物の飼育は、これら 2 つの事業が狩猟資源の開発に確実に貢献するというを示す好例である。

しかし、より高い成果をあげるためには、システム全体の再編が不可欠である。したがって、許可制度を潜在的にそれが可能な地域に広げていく必要がある。また、被許可者と狩猟ガイドを明確に区別しなければならない。さらには、狩猟ないし観光ガイドと旅行代理業者の区別も必要だと考えられる。というのも、ガイドと旅行代理業者のツアーオペレーターとの間でこれまで行われてきた取引が一部、当局の管理を逃れてきたからである。ブルキナファソ国に居を置く旅行代理店が、ツアーオペレーターと協力して旅行の準備と実施（切符の取得、客の送迎、移動、滞在）を担い、狩猟ないし観光ガイドが、現地でのハンティングや自然観察の運営を担うべきだろう。いかなる場合も、ガイドがホテル業者や輸送業者の代わりにを務めるべきではない。

漁業サブセクターの方針は以下の通りである。

- －既存資源の最適利用、ならびに現在の不足分のカバーに向けた生産性の向上と漁獲物供給の増大に向けた整備を通じた漁業資源利用の適正化
- －沿岸住民を優先した漁業権の設定
- －半集約的な水産養殖の開発
- －天然水生エコシステムと人工池の保全

これらの方針が立てられた理由は、洲沼や池の漁業資源に乱獲の傾向が見られることにある。確かに水産物の消費は促進しなければならないが、こうした過剰利用は資源を危険にさらすことになる。したがって、漁獲方法の再調整と漁業資源のより安全な開発に向けた新しい基礎を作り出す必要がある。短期的な目標としては、漁獲ベースと漁法の規制ということになるだろう。こうした適正化を行うためには、国内の漁業と河川を共にする近隣諸国との漁業の調和にも配慮しなければならない。

二次的な漁場については、資源利用を最適化するような施設を設置する。水生エコシステムと漁業資源の保全のため、これらを危機にさらす堆砂と汚染の進行（これらの主な原因は農業の実践）を食い止める措置をとる。大規模なダムを設置により漁業資源が増大したことは明らかである。しかし、それにもかかわらず、漁場環境の変化により、いくつかの魚種が絶滅しつつある。コンビンエガ、スールー、バグレのダムを整備する機会に、試験

的漁場を設けるというプロジェクトをまず試してみることになる。

これら漁場での操業は、沿岸住民やその他の漁民組織に対する利用許可の形で認められる。中期的には、村落水産養殖タイプの開発により、漁獲物の国内自給を増やし、その結果、輸入量を減らすことができるだろう。

2.2.総合戦略と実施アプローチ

2.2.1.総合戦略

本政策枠内で実施するあらゆる活動において、以下 4 つのアプローチを軸とする戦略を採用する。

- －参加型アプローチ
- －プログラム・アプローチ
- －テロワール管理アプローチ
- －生態系地区アプローチ

参加型アプローチは、当該 3 サブセクターの開発活動全体の基本原則となる。開発にこの参加型性格を与えるため、実施する活動の各段階において、近隣農村住民を始めとする関係者との協議を組織しなければならない。

その他のアプローチについては、各サブセクターの社会経済的・文化的・生態系的状況と、国家的優先度および必要となる調整・連携メカニズムを踏まえて、その採用が決定された。

2.2.2.実施アプローチ

森林サブセクターの実施アプローチを決定するにあたって考慮すべきなのは、2つの重要問題、すなわち生産と保全である。これら 2つの問題は密接に結びついている。したがって、支援や保護、規制といった措置のほか、将来回復した資源からも利益が得られるような森林資源の利用をめざすことになる。たとえば、開発区域とレジャー区域の設定を含めた整備計画の策定、アドホックな措置に関する法律の制定などがある。

生産に関して、既存森林のポテンシャルに基づいた森林サブセクターの需給分析がなされた。その結果、以下のアプローチが決定された。

- －不足地域では、主に砂漠化対策の原則に基づいた生態系アプローチが優先される。この

アプローチは、森林が生態系バランスにおいて果たす役割の重要性を考慮してとられるものである。ただし、可能な場合、利用開発を行うこともある。

一過剰地域では、経済的意味合いの強いアプローチによる開発を実施、資源の最適利用とそこから得られる林産物の加工による国内需要の充足を目標とする。ここでのアプローチは、経済成長における森林セクターの貢献度を高めるようなものとなる。したがって、民間企業や住民組織・協同組合の創出・振興に向けた取り組みが強化される。これら企業や住民組織は、フィージビリティ調査や環境インパクト調査でバイアビリティが確認され、また地域環境へ適合する場合、農村地域の収入増大と雇用創出をもたらし、その結果、人口流出が食い止められるだろう。

一とくに農牧林業統合地域では、旧来のセクター・アプローチではなく、プログラム・アプローチを採用する。林業はテロワール整備計画で予定される他のすべての要素と組み合わせるべき一要素とみなされる。したがって、林業生産ならびに保護・保全の目標は、その他の目標から切り離すことができない。整備活動において、森林サブセクターには、農産物や水産物を始めとする天然資源全体の保全を確保するという役割が与えられる。そのため、森林サブセクターの開発技術は、テロワール管理基本プログラム (PCGT) と連携して用いられることになる。

動物サブセクターは、他の 2 つのサブセクターよりも強い規制 (狩猟シーズンが決まっていること、場合によって複数年にわたる狩猟禁止を実施する必要があること、割当の存在など) に従っている。このセクターでは、何よりも保全に対する配慮が優先される。したがって、以下の 2 つのアプローチが採用される。

一生態系地区アプローチ：これは、狩猟資源の保全という目標を優先するものである。併せて、頭数の増大、狩猟地域にかつて生息した種 (ダチョウやシマウマなど) の再導入による多様化、その生息環境の適切な保護をめざす。

一プログラム・アプローチ：これは、利用を通じた狩猟資源の開発をめざすものである。このケースでは、民営ならびに国営のランチング、狩猟区許可制度、村落狩猟、観光といった産業の創出に向けた取り組みが行われる。

地域住民のための村落狩猟区の設定に向けた取り組みは、緩衝地帯 (バッファゾーン) を設置する方向で進め、動物公園・保護区の適切な保全を確保しなければならない。しかし、現状では、狩猟区の近隣住民が狩猟を行うために必要なあらゆる条件を満たすことは難しい。加えて、法律で禁止されているにもかかわらず、近隣住民は伝統的な狩猟方法である山狩りをよく行っている。違法行為には厳しく対処し、あらゆる関係法規の厳守に取

り組まなければならない。といっても、金銭的・原物的影響の大きさを考えた場合、住民を保護区の管理から完全に引き離すべきではない。動物資源の有効利用に関していえば、とりわけ観光開発を踏まえた、一年を通じた野生動物生息エリアへのアクセスを可能とするインフラストラクチャーの設置が必要となるだろう。その結果、狩猟区への立ち入りを課税対象に含めるほか、その他の税徴収を開発することで、税の水準を最適化することができる。また、より効果的な流通管理に向けた努力を継続し、適切な手段を通じた支援を確保する。

漁業サブセクターでは、以下の 2 つのアプローチが中心となる。

一生態系アプローチ：これは、漁民が組織や個人で行う生産の増大を優先するものである。このアプローチは、既存ポテンシャルの最適利用と、生産性の向上に向けた適切な整備によって推し進める。整備の内容は、魚の放流、稚魚養殖池の設置と普及、カエルやザリガニといった生産物の開発などである。こうした整備努力を信頼できる流通網によって強化し、地域住民を継続的な水産物消費へと向かわせ、漁民と小売業者の収入の安定を図ることになる。

一プログラム・アプローチ：さまざまな産業の統合に基づくこのアプローチでは、漁業と農業・畜産業の結合を目指す。これは、農業・畜産セクターでの開発から生じる廃棄物のしかるべきリサイクルを基礎とする。

これら 2 つのアプローチを、価格優遇政策やその他次のような措置で支援する。(i) 漁民の技術訓練および国内漁民人口の増加、(ii) 沿岸住民からの要求に基づく漁業許可証の優先的付与、(iii) 信用や設備を供与するシステム、(iv) 適切な加工・貯蔵技術 (燻製、干物など) の開発・普及、(v) 傾斜面への植林やその他適切な措置による湖沼や池の保護、(vi) 漁法や漁業技術に対する監督、(vii) 関係各国と協議して行う国境付近での漁業に対する規制。

2.3. 活動の原則

3 つのサブセクターの資源の現状、ならびにこれまでの管理の経験から得られた傾向を考えると、今後の開発も基本的には既往活動に倣ったものとすべきだろう。つまり、目標や方針の変更よりも、むしろ継続性を念頭に置いた活動を展開することになる。ただし、新しい問題点を踏まえ、以下に重点を置いた修正を行う必要がある。

一事業者の参加ならびに団体など適当な組織に編成した地域住民の参加の拡大を図る。

一国外から供与された資金を、知識や新技術の取得、当該 3 サブセクターの管理や活動に

携わる人的資源（農村住民、森林官、事業者、NGO）の能力向上に優先的に配分する。

以上の活動に重点を置く理由は、何よりも、当該 3 サブセクターの適切な開発を実施するにあたり、参加という原則の重要性が高まっていること、そして国内能力を強化する必要性が生じていることにある。ただし、全体的な取り組みにおいて継続性に配慮するにしろ、現状からいつ何らかの調整が不可欠である。こうした調整措置として、以下のものを速やかに実施しなければならない。

—価格の自由化や税・利用料の設定を通じた市場経済化を実施、コストに配慮する。この措置に伴って、各種補助金の段階的な削減を行う。これに関していえば、農村地域におけるいくつかの生産物が無償（利用料がゼロ）であることが過剰利用を助長し、当該 3 サブセクターの資源の保全と回復を困難としていると考えられる。ところで、資源荒廃のつけは遅かれ早かれ払わなければならない。したがって、資源利用料を設定する必要がある。こうした利用料からの収入は、主にリハビリテーションや生産に関わるプロジェクトの資金として再投下される。

—国家をあげて行う当該 3 サブセクターのリハビリテーションと開発において、あらゆるアクター（とくに女性）の貢献を確保する。資源荒廃の責任を農村住民だけに負わせるわけにはいかない。卸売業者、運送業者、都市部消費者もまた、その責任の一端を担うのであるから、資金的貢献を果たすべきだろう。

—森林基金の機能と基金への資源配分を維持・向上させることにより、森林回復のための資金とプロジェクトのリカレントコストをカバーし、また、当該 3 サブセクターのサービスを、国外に由来する資金への依存から多少なりとも脱却させる。そのため、国内財源の発掘と動員に優先的に取り組まなければならない。

—薪炭材などの代替財・補完財を開発する。この点で、ブルキナファソ国の太陽エネルギーや風力エネルギーのポテンシャルとガスを、よりよく統合しなければならない。

—環境モニタリング戦略を実施する。

2.4.政策実施手段

2.4.1.制度的枠組み

制度的枠組みには不十分な部分がある。これらを解消し、国家森林政策の実施条件を改善する必要がある。したがって、省の組織に、現在の情勢や諸問題に対応する能力と状況の

変化に対応できる構造的・機能的な柔軟性を与えなければならない。そのため、安定した職員数を確保することに加え、以下のような、さまざまな措置が必要となる。

—行政官の能力を強化するプログラムを構築する。

—業務と責任の配分を、とくに中央と地方の間で最適化する。そのため、省は早急に行財政手続きマニュアルを作成し、現状の確認（ポストと職務内容の規定、活動のあり方）と問題点の修正を行わなければならない。

—協議の枠組みを強化する。管理委員会、行政委員会、審議会、年次行政協議会の開催回数を増やす。

—プロジェクト完了時の評価を行う。そのため、プロジェクト後の状況の予測と国家森林基金の利用を考慮した基本文書を作成し、これら状況の管理を支援する。

—森林、動物、漁業の各資源の管理に関わる管轄と権限の衝突を調停するための協議機関を創設する。とくに漁業サブセクターには、関係する組織が多い（水省、農業省、環境省、設備省）。政府は、漁業資源管理の管轄を明確化する作業を速やかに実施し、問題の解決を図らなければならない。

—徴税率の引き上げにより、当該 3 サブセクターの国家予算に対する寄与を高める。そのため、徴税を担当する森林官の職業意識の向上ならびに徴税手続きの軽減に等しく取り組む必要がある。

以上のほか、国家森林政策の実施にあたっては、関連するセクター・プログラムの策定が必要となる。こうした技術的なプログラムは、現地における実際の活動からのフィードバックを参考に策定する。他方、環境・観光省は、パートナーである NGO に継続的な関心を払い、協力関係の強化をめざす。これは、現地でしばしば見られる軋轢を避けると同時に、これらパートナーがプロジェクトに関して獲得した成果を活用するためである。

2.4.2.人的資源

一般住民

住民は、国家森林政策の実施に欠くことのできない基本的な人的資源であり、その参加を基本原則とする。住民の参加は、協議を通じて行い、合意の確保を目指す。合意の場合は、住民の不安を解消するような決定を下すべきであり、住民の意向を無視した強制的なやり

方は避ける必要がある。住民との合意に基づく手法を促進・支援するため、とくに農村住民に向けた適切な教育体制を敷く。森林・動物・漁業資源の保全と有効利用を確保するには、住民の決然とした動員が不可欠である。

女性住民

女性たちは環境に取り組んでいる。この分野について女性住民の意見を聞き、その参画を得る必要がある。彼女たちの活動は、環境問題に対する意識向上をもたらしてきた。植生の回復や食糧自給達成手段の多様化において、その役割を強化していく。当該 3 サブセクターの開発に関わる部門の多くは、女性たちが作る組織を受け入れることができる。一般的にあって、こうした女性組織の経験と能力は、国家森林政策の活動プログラムにおいて計画される諸活動を管理するために必要な能力の最低ラインである。そこで、女性組織の活動をバックアップするため、識字教育や信用供与、組織の表明するニーズに対する時宜を得た援助などの支援体制を強化する。

非政府組織の参加

NGO は環境管理の領域で活動を展開しており、十分に支援していかなければならない。住民とともに草の根レベルで行われるその活動は、環境保護に関する住民教育に多大な貢献を果たしている。これら NGO は、その実地活動の内容に応じて国家森林政策の諸事業と連携させる。国家森林政策の強化に向かう限りにおいて、彼らの協力が提案と決定の調整の場で必要となる。

民間セクターの参加

民営化の進行に伴い、当該 3 サブセクターの資源管理における国家の独占は減るはずである。民間セクターは、かなり以前から積極的にこれら資源の管理に参加している。参加の形態は多様であり、狩猟区、狩猟観光、薪炭材の利用、輸送、流通、製材、水産養殖の利用、調査、開発といった部門に関わっている。しかし、こうした民間セクターの参加をさらに強力に組織し、実施すべき開発に統合していかなければならない。また、改良カマドやガス調理器、水産養殖、環境に好影響を与える各種の技術といった研究成果の普及を支援することも考えられる。

2.4.3. 補完的支援措置

法制

国家森林政策は、当該 3 サブセクターの資源に悪影響を及ぼすあらゆる劣化の防止、ならびにこれら資源のポテンシャルの向上およびその管理の合理的活性化をめざすものである。これらの目標を達成するためには、本政策の基本原則と内容に適合する法制を整備する必要がある。国家森林政策を支援するため、現行の法制を、政策固有の方針と実施アプローチにふさわしいものとすべく見直さなければならない。

法制は、住民参加の原則を踏まえて、運用上、有効性の高いものとする必要がある。したがって、政府・農村自治体・民間事業者間で権限と責任を公正に配分しなければならない。森林・動物・漁業資源の管理から生じる問題を解決するにあたっては、法規の適用と農村社会特有の慣習や規範とがお互い抵触するおそれがある。それゆえ、これら慣習・規範の内容や優先事項に対する十分な知識を得ることで、法制を現実と適合させ、その有効性を高めなければならない。こうした有効性への配慮という観点から、慣習を法へ統合し、前述した住民との合意形成に好ましい条件を作り上げる必要がある。その結果、法制がその適用対象に有効な効果を発揮することなく単なる思弁に終わることが防がれるだろう。

支援措置としての研究

国家森林政策を支援する研究は、熱帯生物・環境研究所 (IRBET)、ブルキナ・エネルギー研究所 (IBE)、食糧バイオテクノロジー研究所 (LBTA) で行われる。

IRBET は、森林、バイオロジー、エコロジーに関する研究活動の促進・調整を任務とする。当該 3 サブセクターに対するその活動支援テーマは以下の通りである。

ー森林サブセクターに関する研究

*森林の利用に由来する生産物の処理・加工技術/伐採、火入れ、放牧などの諸活動が森林へ与える影響 (天然更新のモニタリング) /天然更新、危機的状態にある樹種の成長促進、その後の改良

*国内外での販売を通じた採取林産物の有効利用を確保する条件/カリテ、ネレといった薬用・食用樹木の栽培試験による樹種の有効利用の開発

*アグロフォレストリーの実施方法/森林セクターと動物セクターを統合するアプローチ (とりわけそれら資源の活力についての研究)

ー動物サブセクターに関する研究では、狩猟資源の活力と狩猟がこの資源に及ぼす影響の把握がテーマとなる (動物資源調査、剥製術、環境モニタリング)。

— 漁業サブセクターに関する研究の優先テーマは以下の通りである。

* 資源の量や構成といったポテンシャルのより正確な把握に基づく、湖沼や池の生産性（養殖資源の活力）

* 水産物の加工・貯蔵技術

* 湖沼や池の環境の保全・改良手段（寄生虫学、富栄養化）

LBTA は、非木質林産物の加工技術について研究を行う（たとえば、食用の種子や果実）。

IBE は、薪炭材代替に関する研究成果を普及プログラムに乗せることがテーマとなる。また、さらにいくつかの研究を行い、改良カマドなど新しく導入された技術を用いた林産物利用を追跡・評価する。これにより、従来の林産物（薪や木炭）の消費に対する実際の影響と森林のポテンシャルを測定することが可能となるだろう。目標は、これら技術の適用による効果の持続性を確保することである。そのため、改良カマドの利用、その寿命や薪炭材の節約効果、伝統的なカマドに対するその数などが研究の対象となる。

テロワール管理基本プログラム (PCGT)

PCGT の一環として実施する活動は、主に 2 つの問題に関わっている。すなわち、物理的環境の構造化とそこで実施される活動の管理である。物理的環境の構造化については、(i) 当該テロワールを構成する各地域固有の役割と資源ポテンシャルに応じた活動と、(ii) これらポテンシャルを最小限のコストで有効利用するためのインフラストラクチャー整備を行うことになる。

管理については、活動の計画・実施・フォローアップ・評価体制の構築を行う。また、この体制は、実施担当者の能力に見合ったもので、かつ目標と動員可能な手段を踏まえて作り上げる。実施にあたっては、開発アクターがコントロール可能な技術を用いる。また、当該 3 サブセクターの担当官が、開発対象地域の言葉とそこに根付く地域社会特有の社会的・文化的価値観を十分に把握することが肝要となる。

分権化プロセス

分権化は、住民参加によって生じる問題を解決する方策の一つである。分権化にあたっては、地域の現実を正確に把握する努力、実施する活動と決定において、地域のロジックと

組織を受け入れる努力が欠かせない。なお、農村住民の多くは読み書きを知らず、それゆえ管理に関するノウハウを欠いている。こうした農村住民が分権化に由来する業務と責任を完全に引き受けることの難しさも理解しなければならない。したがって、継続的な教育を行い、この問題を解消しなければならない。

活動資金

国際的な傾向として二国間・多国間援助に由来する資金が減少しつつあるため、国内資金調達を増やす努力が必要である。そこで、とりわけ民間セクターと住民の貢献を開発することになる。現在、国家予算としての資金を調達する手段としては、1987 年創設の森林設備基金 (FEF) と、こちらはまだ機能していないが、環境法典の規定による環境保全基金 (FIE) がある。FEF の財源としては、主に森林利用収益の 5% を天引きしてあてているが、徴収率が極めて低く、これだけではまったく不十分である。これら 2 つの基金は増強しなければならない。

3 つのサブセクターの資源利用方法の改善、税額の引き上げ、徴税担当官の職業意識向上などに取り組み、FEF の資金増強に向けた努力を強化する。課税基準については、他の税源の発掘によって、課税対象を拡大する方向で見直しを図る（工場、生産物流通部門、都市部の世帯、農村住民、生産者団体、自動車運転者など）。また、事務代行制など行政手続を軽減する仕組みによって FEF の機能性を高める。砂漠化に関する国際協定を受けて設立が予定される砂漠化対策国家基金 (FNL) は、既存の基金を強化するものとなるだろう。ただし、FEF、FIE、FNL 間の重複が起きないように注意する必要がある。

国内民間セクターと人的投資の開発に対する支援を行う必要があるが、これには 2 つの理由がある。第一に、森林政策の実施計画やプロジェクトに供与される国外からの資金が予定額に満たない可能性があること、第二に、経済・社会・文化開発に対する国家の投資能力を、今後、住民と民間セクターからの貢献によって補完することが不可欠であることである。

コミュニケーション・システム

地域または中央レベルの管理組織と地域住民との間の対話を実現するコミュニケーション・システムを構築・運営しなければならない。この作業は、既存のシステムを土台とし、それを強化する方向で進める。そのため、各種のメディア（ラジオ、テレビ、印刷物など）を活用し、当該 3 サブセクターに関する考察と討議を活性化させる。この方向でなされた努力（環境・観光省の定期刊行物「樹木と開発」や NGO の編集するペーパー）を一層拡大することになる。同じ観点から、農村地域における森林技術の普及を目的とするパンフレッ

トの編纂も計画されている。

結論である。国家森林政策の社会経済的・エコロジー的側面（住民参加、当該 3 サブセクター資源の有効利用と国家経済の間の最適な相互作用、資源の持続性）は、実地における活動方法の中に盛り込まなければならない。こうした配慮は、国家森林政策を具体化する活動の選択において、重要な基準と見なされる。さらに、国家森林政策で実施する活動は、貧困の削減へ寄与するものでなければならない。そのため、資源のポテンシャルに配慮した、時宜を得た適正な利用を行っていく。また、この観点に立てば、資源の利用収益を、近隣住民、事業者、国庫の間で公平に再配分しなければならないだろう。以上が、将来に向けて国家森林政策が取り組むべき問題である。それを成し遂げるのは容易ではない。しかし、我々は決然とそれに取り組まなければならない。

附属文書

3つのサブセクターの歴史的歩み

植民地時代から現在に至る3つのサブセクターの歩みは、その時代時代に何を重視していたかということを通じてたどることができる。この観点から、これまでになされた物理的達成、それを取り巻く状況、その特徴、重要な帰結、それを支えた理論を見ていく。

植民地時代から独立の達成までの期間の目標は、もっぱら保全に関わるものであった。保全に対する配慮は、国家の最高機関の次のような決定において明確に表現されている。「大規模な森林荒廃を防止するための有効な手段として」、広範囲にわたって特別な保護を受ける「指定森林区を創設する」(仏領アフリカ総督による1933年2月1日の通達)。

この措置の主な意図は、農業開発に確固たる基盤を与えようということであった。なぜなら農業は、生産物の主要な供給源としての植民地がフランス経済に貢献する手段であったからである。ただし、当該3サブセクターは、採取、狩猟、漁獲を通じて住民の食糧供給にも貢献していた。

上の通りの配慮から、指定森林区が設定された。これは当時の政策を最もよく表すものである。国土の25%が指定を受けることになったが、この作業は、指定を受けた森林の付近に存在する地域社会にしばしば激しい反発を引き起こした。その結果、指定制度は廃止に追い込まれ、指定林に加えられる破壊は次第に激しくなっていった。こうした状況を受け、当時の森林政策は、権威的・抑圧的な性質を帯びることになった。森林官に対する不信と反発はこの時期に生じたものである。

以上、第一期の終わり頃、GERES計画により、小規模ながら土壌保全活動が実施されたが、成功は得られなかった。住民の参加は、徴用という手段を通じてしか行われなかった。

独立から70年代までは、保全に対する意識を維持しつつも、むしろ目標は生産に向けられた。この時期は、周知の通り、植民地時代の行政組織や手法が維持されていた。政府は厳格な直営を行い、生産や美化を目的とする植林を重視した。

しかし、この時期の10年間は、どの官庁の管轄下(管轄官庁は次々に変わった)に置かれても、森林セクターは常に冷遇されていた。当時の優先セクターは農業と畜産であり、また、自然というものは、要求されたあらゆるニーズを満たした後、何の問題もなく自力で再生する能力を備えているという考え方が支配していた。生態系のバランスが崩れるのではないかと危惧したのは一部の慧眼の士だけで、住民の大半や開発の責任者たちはいかな

る不安も抱いてはいなかった。

しかし70年代に入って、新しい展開が見られるようになった。これは、地域特有の災害、たとえばサヘルの深刻な大旱魃や次第に激しくなる砂漠化の進行、あるいは、とりわけ森林と動物サブセクター資源に悪影響を及ぼす急速な人口の増加などに対処するためのものである。

1984年からは、国家村落林業プログラムの策定により、村有林という形での植林が登場し、国内各地に広がりはじめた。その後もいくつかのプログラムが策定された。具体的には、(i)森林整備、薪炭材(燃料材)の増産、樹木種子の生産、都市部林業に関するプログラムや以上の活動のいくつかに関わる研究に関するプログラム、(ii)狩猟・漁業資源の整備に関するプログラムがあった。

これに伴い、行政官が質・量ともに充実し、林産物加工技術も次第に向上した(改良カメラ)。また、開発における樹木の地位や役割、そして自然の重要性に対する認識が深まった。

天然資源の劣化防止に向け、国家の姿勢が明確になった。その結果、砂漠化の進行を食い止めようという当局の意志を表現する具体的政策や法律が策定され、これらの活動は強化されることになった。中でも注目に値するのは、(i)1984年の農地・土地再編(RAF)に関する法律の制定、(ii)1985年の<3つの対策>の開始、(iii)1986年の砂漠化防止国家計画(PNLCD)の制定、(iv)同じく1986年のテロワール管理国家プログラム(PNGT)の開始、(v)複数政党制と民主主義を謳い、環境保全を重視する1991年憲法の制定、(vi)1991年の国家村落林業プログラム(PNFV)の策定、(vii)同じく1991年の国家環境行動計画(PANE/Agenda 21)の策定、(viii)1994年の環境法典の制定である。

環境保全のための国際協定を始めとするその他の法的行為は、持続可能な環境管理に向けたブルキナファソ国の取り組みを強化することになった。最後に、ごく最近の出来事になるが、1994年6月2日、国家元首がその演説の中で、全国民に大規模な国家植林プログラムへの参加を呼びかけている。

こうした取り組みにもかかわらず、当該3サブセクターが現在の社会・経済状況から受ける影響は、構造調整プログラムの導入により一層強まっている。このプログラムの主要方針のうち、これらサブセクターの問題に最も関係の深いのは、政府介入の縮小と民営化である。また、CFAフランの切り下げが事態をより複雑にしたことも指摘しておいたほうがよいだろう。加えて、急速な人口増加は大規模な人口移動を引き起こしており、その帰結として、天然資源の荒廃が激しさを増している。

3つのサブセクターを取り巻く現状

*以下、当該3サブセクターの資源について、この10年間の状況を手短に紹介する。

3つのサブセクターの紹介

森林サブセクター

1992年時点の天然林の総面積は、推定1,416万ヘクタールである。なお1983年は1,518万ヘクタール、1980年は1,542万ヘクタールであった。天然林の木材資源ポテンシャルは、立木蓄積3億1,900万m³と推定される（木材資源へのアクセスに関わる物理的条件や社会経済的条件を考慮すれば、2億4,600万m³がアクセス可能である。また、500万m³が各目的にアクセス可能、300万m³が実質的にアクセス可能である）。人工植林面積は、現在、30,000ヘクタール近くに及んでいる。

森林サブセクターの資源は、現在2種類の地区に賦存している。

一指定地区：森林面積は約880,000ヘクタールに及ぶ。政府の直営管理を受けている。ただし、実際には、森林当局と住民による共同管理が試験的に実践されている。概してこの地区の森林は、薪炭材の伐採、移動耕作、火入れ、牧畜などにより荒廃が進んでいる。また、人口圧力も強まる一方である。面積も減少しており、境界面定がないため指定地区の範囲が不明瞭となっている。経済面に関するこれら森林の潜在的価値も明確ではない。ごく最近まで、生態系バランスの保護・保全に対するその役割が重視されていたため、これら森林の利用は始まったばかりである。

一保護地区：面積は8,790,000ヘクタールで、1億5,200万m³を越える立木蓄積がある。この地区には、薪炭林、サバンナ、神聖林、休耕地、耕作地、人工林が見られる。農業や牧畜による強い圧力や恒常的な火入れのため、森林荒廃が際立っている。そのため、砂漠化が発生・進行し、国土を蝕んでいる。

動物サブセクター

1991/92年の調査によって、動物公園・保護区の面積（3,061,950ヘクタール）と野生動物の生息数が明らかになった。これによれば、ブルキナファソ国は西アフリカで最も狩猟鳥獣の豊かな国であるといえる。ゾウ2300頭、スイギュウ21,679頭、アンテロープ、ハー

テビースト、ダマリスク、ウォーターバックなどが確認されている。これら大型哺乳類のほか、小型哺乳類のポテンシャルも大きく、また水鳥（うち数十万が渡り鳥）もよく見られる。

動物公園・保護区の大部分は国土の東部に位置し、次のようなさまざまな形で利用されている。(i)伝統的な狩猟（地域住民の行う儀礼的ないし慣習的狩猟）、(ii)スポーツ・ハンティング、(iii)自然観察（徐々に盛んになってはいるが、スポーツ・ハンティングより伸びは鈍い）、(iv)数年ほど前から、これら以外の動物利用形態、すなわち獣獣のランチングが始まっている。

動物と保護区近隣住民の生活圏が次第に交わりつつあり、人口圧力が強まっている。また、密猟の増加もとどまることを知らず、動物数が著しく減っている。加えて、狩猟活動には法律を施行する規則がない。スポーツ・ハンティングについては、狩猟区許可制度が多くの問題を引き起こしている。これは、被許可者の業務と狩猟ガイドのそれとが重なるためである。

漁業サブセクター

ブルキナファソ国の地表水のポテンシャルは、100億m³と推定される。これが季節的ないし恒常的な河川や湖沼の形で存在する。河川は主要な流域につながっている（ムウウン川・ナカンベ川・ナジノン川流域：178,000km²、ニジュール川流域：75,000km²、コモエ川流域：17,000km²）。湖沼や池の数は、最新のダム・貯水池調査によれば、1,078と推定され、総面積は94,530ヘクタールとなる。

1976年まで、このサブセクターは水・森林局の漁業部の管轄に置かれ、漁業活動とりわけ漁具および漁法の監督に関するアレテの規制を受けていた。1976年から現在までの期間では、住民の啓発・教育部門を備えた漁業資源有効利用計画（VPH）、ならびに漁民団体の設立などが特筆すべき活動である。

現在の漁業生産ポテンシャルは年12,500トン、実際の生産量は年8,000トン程度である。資源の利用には漁業許可証が必要となる。6000人ほどの漁民がグループまたは個人で操業している。うち1000人が職業的漁民（うち800人が外国人）、300人が商人（投入および水産物）である。また、生産者組織や商人組織が600団体存在する。うち180が女性組織である。

漁業資源の利用を取り巻く状況は、以下の通りである。

ー環境省と水省の管轄があいまい。両者の権限の規定において、監督対象の活動が行われる領域の画定がなされていない。

ー養殖池として役立つ貯水池の建設にあたって、このサブセクターの要求が必ずしも考慮されていない。

ーブルキナファソ国民の食習慣や、漁労民族が存在しなかったことなどにより、水産物の国内消費が少ない。ただし、コンビエガとバグレのダム建設により、この状況に変化が見られると思われる。

3つのサブセクターの成果

当該3サブセクターで実施された、または実施中の活動は、(i)当該資源の増産、(ii)そこから得られる生産物の消費拡大、(iii)生物多様性の保全という3つの方針に基づいている。

全体的にいて、成果は十分満足できるものである。たとえば次のような成果があがっている。

・当該3サブセクターに関して、村落地域社会が行う決定・活動・組織の支援・促進をめざすアンケート・アクション方式に向けた啓発活動が上手くいったこと。

・教育・訓練に関して多大な努力がなされたこと。これにより、少なくとも技術面においては、村落にモデル農民を生み出すことができた。

・住民のための狩猟区が組織されたこと。これにより、動物資源に対する態度・行動に変化が生じた。

・漁民を組織化したこと。これにより、年間の生産量が約8000トンに達する見込みである。

・村落植林が重要な触媒作用を果たし、啓発キャンペーン実施後、各村落を砂漠化防止に向けた精力的な活動に動員することができたこと。しかしながら、これら植林の管理に関する考察が、法制面、制度面ともに深まらなかったことは悔やまれる。

・村落苗畑が著しく発展し、今や苗木の国内生産の70%を生み出すまでに成長したこと。

・家畜放牧禁止、補助作業を伴う天然更新、保全的伐採といった活動がある程度の成功を見せたこと。これらがブルキナファソ園林業のパイロット活動となった。

・改良カマドがかなり普及したこと。ただし、これ以上の普及には難しい面もある。

・天然林の整備推進モデルが明確になったこと。このモデルは、農村住民の自発的かつ効果的な参加、森林ポテンシャルの保全と拡大、安定した社会経済体制と自給自足の確立を軸としている。

開発戦略は、住民の効果的な参加による森林資源の適正かつ総合的な管理の原則を基本とするようになってから改善・向上を見せた。ただし、大きな成果が得られたのは確かだが、取り組むべき問題や不備も依然として残っている。また、提案された活動の中には、農民たちの関心やモチベーションにそれほど働きかけなかったものがあった。これも認めなければならない。加えて、技術当局の側に活動のボリューム、機能、組織、人的資源の面で多くの問題があり、住民のニーズと、当該3サブセクターの資源の持続可能な開発の一般問題とと同時に対応する調整作業や新技術の開発を行なうことができなかった。

資源管理の制度的枠組み

管轄組織

当該3サブセクターは、代わる代わる、さまざまな省が管轄してきた。1976年になってようやく現在の環境・観光省が創設されたが、森林・狩猟・漁業資源の管理は、天然資源全体の管理と同じく、複数の組織の監督下に置かれてきた。これら組織は3つのグループに分けることができる。すなわち、決定機関、提案機関、実施ないし調整機関である。

決定機関としては、(i)法律を採択する人民代議員会議、(ii)資源管理に関する行政立法権を持つ政府、(iii)当該3サブセクターを管轄する環境・観光省、(iv)森林、動物、漁業に直接的・間接的に関わるセクターを管轄する他の省庁、たとえば農業・動物資源省、司法省、水省、財政・計画省、商工業・鉱山省、中等教育・科学研究省などがある。

提案機関としては、(i)農地・土地再編(RAF)の規定による全国レベルの組織、すなわち国土整備全国委員会および国土整備技術委員会、ならびに地域レベルの提案機関、すなわち国土整備地方委員会および同県委員会(環境・観光省は、これら委員会すべてにその代表を送る)、(ii)RAFの実施に関するキティ[命令の一種]の規定による県環境委員会および村落委員会がある。

実施ないし調整機関としては、(i)環境・観光省の環境総局(環境総局は、その下部組織であるさまざまな技術局、すなわち村落林業・森林整備局、動物・狩猟局、漁業局、行動部隊

部門、調査・計画局の活動の連携を図る)、(ii)その他の実施・調整機関、すなわち公安部、狩猟ガイド団、狩猟民団体、地域行政当局、国家環境行動計画の諸組織、テロワール管理基本プログラム(PCGT)の管理委員会、環境管理に関する民間組織(NGOや各種団体)などがある。

制度的枠組みの機能

全体的な問題として、公的機関や民間機関、全国組織や地域組織などが乱立し、組織の数が多すぎることがある。確かに制度的枠組みが存在するといえるが、その機能に関してはまだ不十分な点が見受けられる。

決定機関に関しては、管轄をめぐる衝突により、いくつかの法規を廃止できないでいる。また、天然資源に関わるさまざまな管理組織間の機能的連関やその権限のいくつかが重複しているという点に、システムの主な弱点がある。

提案機関に関しては、決定者と実施者との間の協力が不十分であること、またそのための機関(国家環境委員会など)の有効性の問題など、機能的連関について不十分な点が見られる。環境法典と農地・土地再編で別個に規定されるいくつかの組織の重複、国土整備技術委員会とテロワール管理委員会の間、また国家環境委員会と国家環境行動計画の技術調整委員会の間に見られる管轄の重複は、いずれも衝突を引き起こすおそれがある。この問題の解決に取り組んでいかなければならない。

実施ないし調整機関に関しては、その内部のヒエラルキーに関わる原則のため、手続きが複雑で時間がかかるという問題が生じている。さらには、森林・動物・漁業に関する実定法が存在するという意識が住民に希薄であること、いくつかの規定に見られるあいまいさ、財源の確定ができないことなど、多くの問題がある。

活動のための資金的手段に関しては、各種の経済・社会開発計画の実施分析から分かる通り、五カ年計画1986～1990の必要資金額15,291,250,000CFAフラン(うち452,400,000CFAフランが観光セクター)に対し、実際に調達できた資金は9,342,230,000CFAフラン(その90%が国外から得た資金)であった。五カ年計画1991～1995では、予定のプログラムについて180億CFAフランが必要とされた。この資金額に、セクター間プログラムのための6,750,000,000CFAフランも加えなければならない。これらの資金で行う活動の領域は、技術援助、専門家派遣、インフラストラクチャーおよび業務遂行能力の強化、調査、研究、現地作業などである。国家予算からの配分は、1989年と1990年の平均で600,000,000CFAフラン、森林設備基金からは1990年以来、年約12,000,000CFAフランが供与されている。

人的手段に関しては、環境・観光省の職員がある。1993年の職員数は、(i)水・森林技師141人、(ii)水・森林監督官127人、(iii)技術職員(アシスタント)144人、(iv)担当職員(下級職員)130人の合計542人。そのほか男女の普及員と監視員125人が最近雇用された。採用と教育努力はなされているが、省の組織と現在の業務を考えると、指導層および実施職員の不足は明らかである。採用と昇進は、ごく最近まで、下級職員ではなく上級職員の増加に向けられていた。また、全体的な職員数の不足に加え、中央レベルのニーズが優先されてきたことにより、中央に職員が集中、地域の職員が手薄になっている。上級職員の訓練は1974年まで外国で行われていたが、現在はその大半の教育を国内、すなわちワガドゥー大学の農村開発研究所(IDR)およびダンデレソの国立水・森林学校(ENEF)で行っている。

もっぱら環境・観光省の機能に関わる問題として、以下のようなものがある。

- ・当該3サブセクターを担当する部門の、短い間に相次ぐ再編
- ・省が管轄する領域に関する上級・下級職員の業務遂行能力および技術能力
- ・行財政手続きマニュアルが存在しないこと
- ・プロジェクト終了後、それを引き継ぐ体制が存在しないこと
- ・管理に関わるパートナーが多様であり、組織的枠組みの全体的な把握やコントロールが行われていないこと、その一方で、これらのコントロールが当該3サブセクターの持続的管理には不可欠であること
- ・税の徴収が不十分であること

政策・社会経済・文化的背景

政策的背景

1991年6月2日憲法が採択されてからの政策的背景を特徴付ける主要方針としては、(i)憲法が規定する諸制度・組織の設置による民主化プロセスの強化、(ii)あらゆる住民層の経済・社会開発への参加の重視、(iii)環境破壊防止に向けた国内的・国際的な取り組み、をあげることができる。

社会経済的背景

社会経済的背景を特徴付けるのは、(i)1982年～1990年の経済成長率(3.7%)が人口増加率を大幅に上回ったこと、(ii)農村での雇用の優先、(iii)国民総貯蓄が極めて低いこと、(iv)農業と畜産の役割が依然として大きいこと(GDPに占める割合は34.5%)、(v)森林・動物・漁業サブセクターが依然として農業に対する支援的役割を担っていることである。

当該3サブセクターの資源の適正な管理とそれらの国民経済に対する貢献を確保するため、さまざまな努力がなされてきた。しかし、政府介入の縮小とそれに由来する民営化プロセスの進行(構造調整プログラムによりさらに強化されている)を踏まえ、当該3サブセクターの有するポテンシャルの有効利用に向けた新しい取り組みに着手しなければならない。

財政や経済に対する当該3サブセクターの貢献は、以下の通り要約できる。

サブセクター	財政的貢献 (10億 CFA フラン)
森林(木材)	40.941
動物	3.20
漁業	3.25
薬品	4.00
果実	4.90
飼料	10.73
合計	66.021

当該3サブセクターは近年、年間1億5000万 CFA フランを国庫にもたらしている。この金額は、罰金や税金の徴収率が高ければ、さらに大きなものとなっていたはずである。貿易収支に対する当該3サブセクターの貢献は、1987年、44億であった。これは主にカリテの輸出による。当時、カリテは綿花に次ぐ輸出製品であった。林業生産高は660億2000万で、これは1986年の国家予算の79%、1984年の輸出額の180%以上に相当する。また、GDP(4220億 CFA フラン)の15.6%を占める。

森林サブセクターは、年50,000ヘクタールの伐採による生産要素すなわち農地の増大、水や風による浸食の防止、休閑地の森林再生、放牧地の保護、家庭の燃料需要の充足に貢献した。当該3サブセクター全体では、食糧安全保障の確保や観光開発に対する貢献が大きかった。

社会的な貢献としては、1987年、3サブセクターを合わせて47,000人の雇用が生み出されている。また、被陰樹・美化樹植林による農村住民の所得と生活環境の向上、薬品(薬用植物)による保健に対する貢献がある。森林・狩猟・漁業資源の利用には再生のための費用が必要となったが、これも社会的な貢献として算入できる。なぜなら、こうした費用をかけて得られる収益がどれだけのものであっても、それは充足すべき地域社会のニーズに結びついているからである。

エコロジ的な貢献としては、流域整備による生物多様性の保全、土壌の安定性や地球温暖化(温室効果)に関わるアルベド現象の低下、植生地被全体による酸素の供給などの成果がある。ただし、人為活動による森林荒廃の結果として生じる損失は4億1300万 CFA フランと推定される。

文化的背景

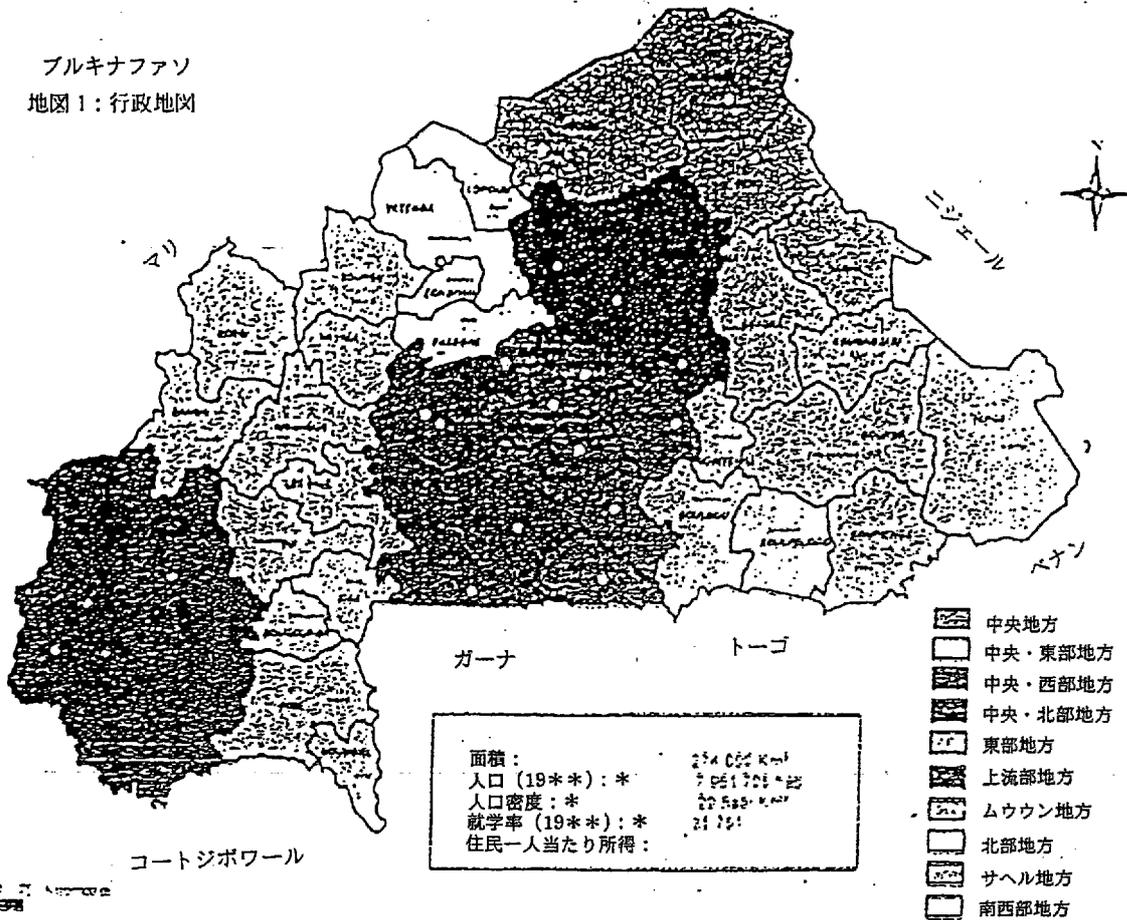
文化的背景の分析により、土地の利用、農村の活動、国民経済における樹木の位置付けを知ることができる。樹木の機能の一つとして、土地システムにおいて果たす役割がある。ただしそれは、「境界」や「限界」を設けることではなく、樹木が植えられている土地の所有を明示することである。したがって、土地が希少なモシ族の地域では、たんに土地を借りているだけの者は木を植えることができない。

法制面に関していえば、耕作地や林に存在する樹木に関わる権利、狩猟や漁業に関わる伝統的な権利の原則は、昔から続く人間と自然の間の関係を示しており、天然資源管理を実施するにあたっては、一般的に、こうした事実を無視することはできない。アフリカにおいては、人間と自然の間に緊密な関係が築かれている。自然には宗教的・文化的・社会的な意味合いが付与されており、これらに関わる行動を規定している。人びとの精神に根付くこうした相互関係を、当該3サブセクターの資源管理の向上に向ける必要があるだろう。

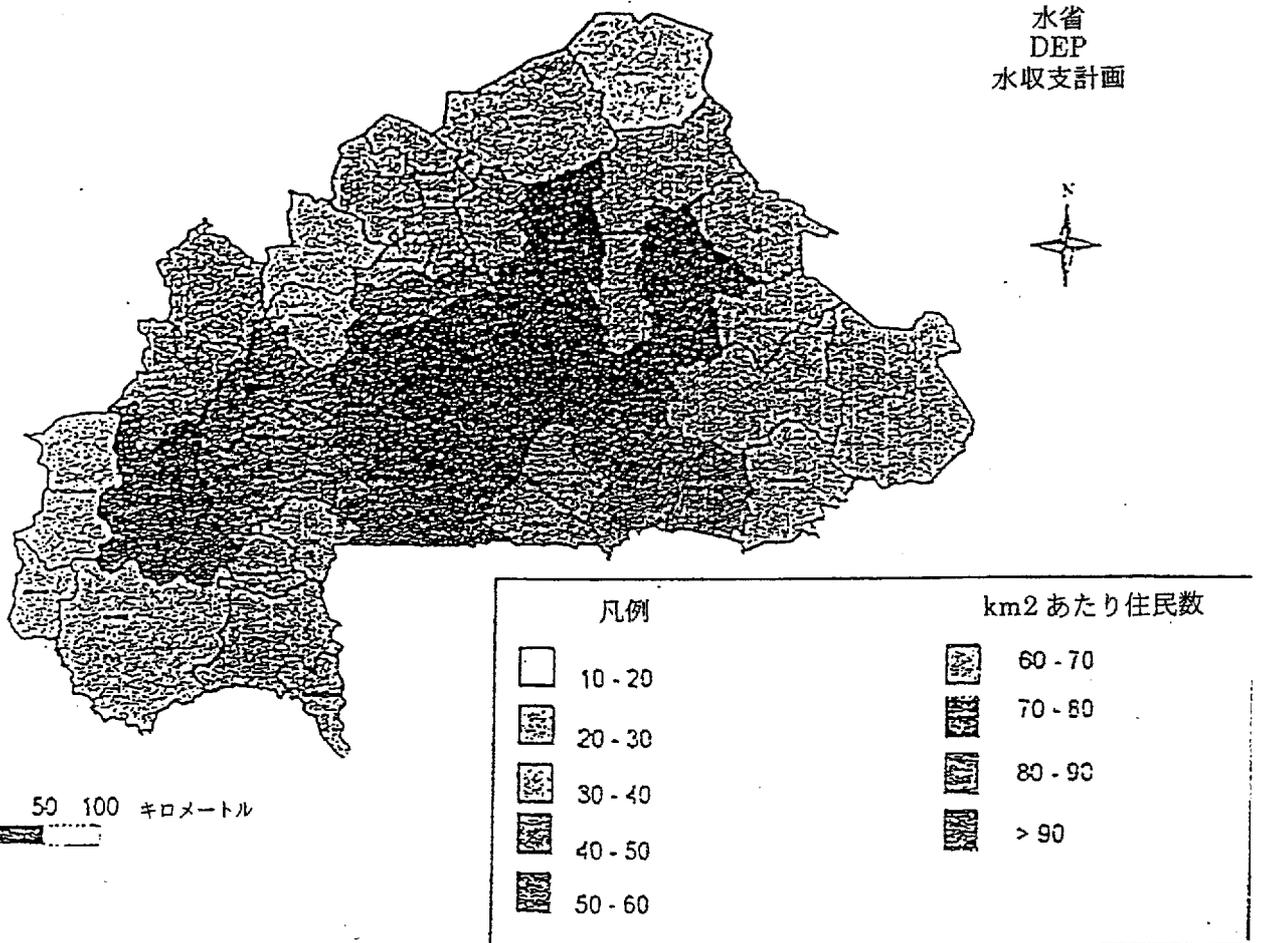
参考文献一覧

種別	年月日	名称	作成機関
法律 (No.002/94)	1994年1月19日	環境法典	MET (環境・観光省)
報告書	1994年1月	サヘル地域の土地と天然資源管理 (地方別総括と要約)	CILSS/OECD
報告書	1994年1月	サヘル地域の土地問題と地方分権化に関する地域会議	CILSS/OECD
覚書	1994年2月	環境教育:ブルキナファソ国小学校におけるその強化と拡大	FAO(TCP/BKF/3357(A))
報告書	1994年3月	ブルキナファソにおける天然資源管理の慣習	FAO
計画	1994年4月	国家環境行動計画	MET
報告書	1994年5月	ブルキナファソ国の森林・動物・漁業資源管理の制度的枠組み	FAO
報告書	1994年6月	土地問題と地方分権化に関する地域会議	CILSS
報告書	1994年9月	テロワール管理と分権化	MARA (農業・動物資源省)
報告書	1994年9月	ブルキナファソ国の動物関連法規の策定	FAO
報告書	1994年10月	地方分権化全国委員会:任務と活動戦略	MARA
プログラム	1993年9月	ブルキナファソ国漁業セクターの行動プログラムに関する提案	MET
計画	1993年10月	森林セクター行動計画	MET
報告書	1993年10月	燃料材セクターの分析に関するコンサルタント活動の要約	MET
プログラム	1991年2月	国家村落林業プログラム	MET
規則	1991年6月	農地・土地再編 (RAF) に関する規則	計画・協力省
報告書	1991年7月	村落林業プログラム支援ミッション報告書	MET
報告書	1991年8月	水・森林総局に関する問題	MET
法律	1991年9月	ブルキナファソ国憲法	ブルキナファソ国政府
報告書	1990年2月	環境・観光省の制度・組織に関する事前調査	MET
報告書	1990年9月	ブルキナファソ国 PAFT 実施における NGO の役割	世界資源研究所

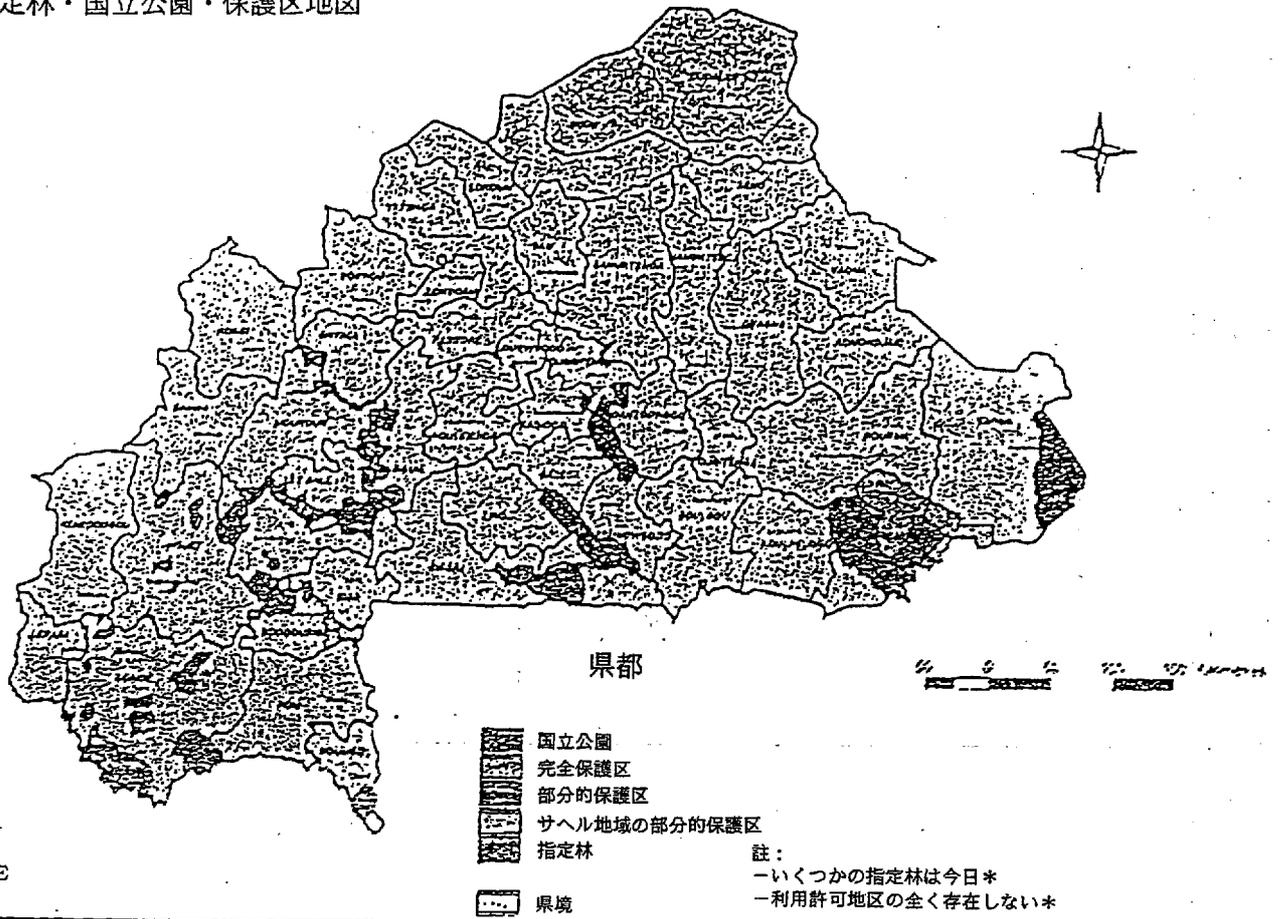
ブルキナファソ
地図1：行政地図



地図2：2010年人口密度



地図 3：指定林・国立公園・保護区地図



31

地図 4：耕地利用率

